

送付先

〒260-8523 千葉市中央区問屋町 1-11

千葉県自動車税事務所 課税第一課 あて

FAX: 043-243-2555

住所を変更され、車検証の住所変更手続きがすぐにできない方は、この「自動車税住所変更届出書」に必要な事項を記入の上、郵送又はFAXにより、千葉県自動車税事務所に届け出てください（納税義務者本人の住所に限られます。）。

この場合であっても、車検証の変更は、別に運輸支局での住所変更（登録）が必要です。

自動車税住所変更届出書

年 月 日

千葉県自動車税事務所長 様

納税義務者
(ふりがな)
氏名又は名称

(旧姓・旧商号: _____)

*改姓等をされた場合は旧姓または旧商号を()にご記入ください。

下記のとおり、住所を変更しましたので、届出します。
今後、自動車税の納税通知書等は、新住所に送付してください。

登録番号 (ナンバー)	(記載例)千葉530ね〇〇〇〇 ①千葉 習志野 袖ヶ浦 野田 530 ね 〇〇〇〇 成田 柏 市川 船橋 松戸 市原
	千葉 習志野 袖ヶ浦 野田 成田 柏 市川 船橋 松戸 市原
新住所 (転居先)	〒
マンション・アパート 等の名称・号室	
電話番号	
旧住所	
支払用紙 再送付の希望	有 ・ 無

* 自動車を複数お持ちの方は、すべての自動車について届出ください。

* マンション・アパート等にお住まいの方は、室番号まで正確に記入してください。

* 軽自動車及び二輪車は市町村税のため「使用の本拠の位置」を管轄する市町村へ連絡ください。

* 車検証の住所及び名義人の変更には使用できません。